

議案第64号

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（小規模保育事業所A型の職員） 第28条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。）	（小規模保育事業所A型の職員） 第28条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 概ね<u>25人</u>につき 1人 3 略 (小規模保育事業B型の職員) 第30条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>25人</u>につき 1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第43条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>25人</u>につき 1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第46条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育	(4) 満4歳以上の児童 概ね<u>30人</u>につき 1人 3 略 (小規模保育事業B型の職員) 第30条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>30人</u>につき 1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第43条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>2人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>30人</u>につき 1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第46条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育
---	--

士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>25人</u>につき 1人 3 略	士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に 限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 概ね<u>30人</u>につき 1人 3 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。